

家庭用ごみ・資源の指定袋に関する臨時措置の延長について

指定袋以外の袋での排出が可能な期間を延長します。

【期間】

令和8年5月25日から当面の間

※臨時措置を終了する場合は、改めてウェブサイト等で案内をしてまいります。

【臨時措置】

市指定ごみ袋を入手できない場合に限り、無色透明または半透明の袋（中身が容易に見えるもの）で排出できる期間を延長します。

※袋に「可燃ごみ」「不燃ごみ」と表示必要。資源は表示不要。



10Lから45Lの大きさの無色透明の袋または半透明の袋（中身が容易に見えるものに限り）

（可燃ごみ・不燃ごみは、「可燃ごみ」「不燃ごみ」と表示のある袋）



レジ袋や乳白色の袋などの色付きの袋（事業系ごみ指定袋を含む）

可燃ごみ・不燃ごみは、「可燃ごみ」「不燃ごみ」と表示のない袋

他自治体の指定袋

紙袋、段ボール箱